

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

自民党 社会福祉法人改革プロジェクトチーム (PT) 第3回が開催される	1
～全国保育協議会がヒアリングに参加～	
自民党 社会福祉推進議員連盟 (会長：衛藤 晟一 参議院議員) が発足	5
～設立総会では、万田会長が代表団体として要望を表明～	
法人税非課税の税制堅持を！	6
～社会福祉法人への法人税課税等に反対する一斉陳情を実施～	
社会福祉法人の業務運営・財務運営の在り方について議論がすすむ	6
～社会保障審議会福祉部会 (第7回～第8回) ～	

◆自民党 社会福祉法人改革プロジェクトチーム(PT) 第3回が開催される◆ ～全国保育協議会がヒアリングに参加～

本誌No.14-12で既報のとおり、自民党 厚生労働部会 社会福祉法人改革プロジェクトチーム(PT)が10月31日(金)に設置され、11月14日(金)には第2回が、11月19日(水)には第3回が開催されました。

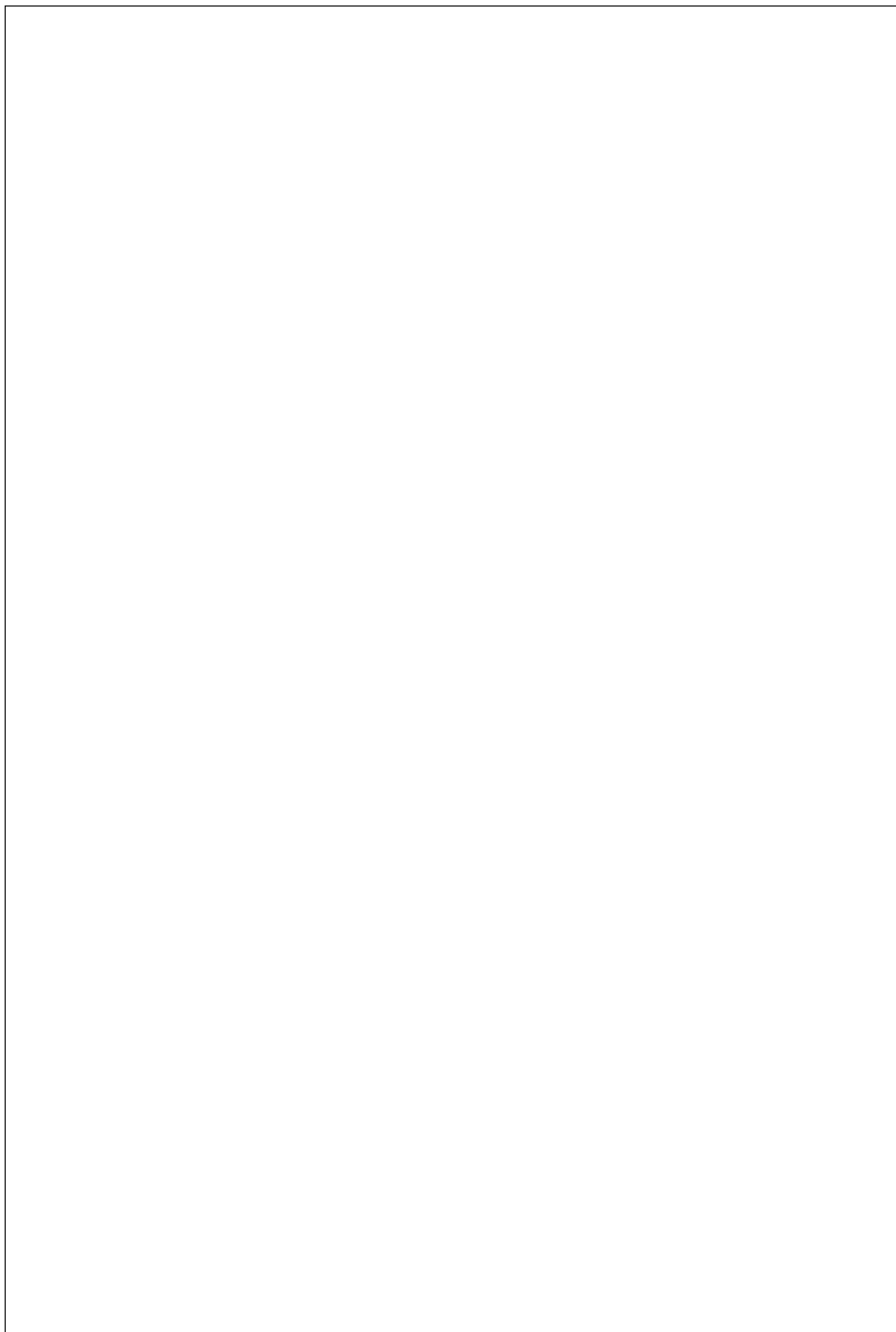
第3回では、全国保育協議会が日本保育協会、全国私立保育園連盟とともに、保育三団体協議会としてヒアリングに出席しました。

団体及び団体からの出席者は、次のとおりです。

※資料掲載順

- ・全国老人福祉施設協議会 (石川 憲 会長、天野 尊明 事務局長)
- ・日本保育協会 (大谷 泰夫 理事長)
- ・全国保育協議会 (万田 康 会長)
- ・全国私立保育園連盟 (近藤 遼 会長)
- ・全国救護施設協議会 (大西 豊美 会長、品川 卓正 副会長)
- ・全国社会福祉協議会 (寺尾 徹 常務理事)

保育三団体からは、提出した資料（下枠内参照）をもとに、非課税堅持を訴えるとともに、社会福祉法人改革において求められている情報公開、ガバナンスの強化、地域公益活動を推進することなどを表明しています。



PT において、議論の柱となっている社会福祉法人への課税については、国会議員の意見も二分されている状況です。課税の立場からは「課税化・非課税堅持にかかわらず、赤字の法人は税を納めることはないので問題はない。黒字の部分は、国庫に戻して福祉に再投下してはどうか」と、非課税の立場からは「そもそも社会福祉法人制度は非課税を前提として設計されており、地域に貢献する法人格であるから課税については疑問」との意見が出ています。

なお、当日、議員から次のような発言（概要）がありました。

- ・ 内部留保はデータに基づき、他の法人類型との比較も含め、冷静な議論が必要。
- ・ 内部留保は現金ではなく、土地や建物と聞く。現金は数千万円であって、将来の各種準備のためであるとも聞く。そのような実情を捉えなければならない。
- ・ どの種別が儲かっているかではなく、社会福祉法人が公益性の高いもので、国民から信頼されるようになる制度とするにはどうしたらいいかの視点で議論していくべき。これについて、社会福祉法人側から説明責任を果たしていくことも必要。
- ・ 社会福祉法人は儲け過ぎではないか、職員の給料は安いのに経営者は高給であるとか、内部留保はなぜそれだけ持っているのかなど、透明性の位置づけも含めて国民に説明をしていかねばならない。
- ・ 何の税について非課税なのかを勉強してほしい。法人税だけでなく固定資産税ほかの多くの税が絡んでいる。全体の税の論理を見て、体系的な理解が必要。
- ・ 儲かっていないところは、課税・非課税に限らず、税は払わない。したがって、儲かっていないから非課税にとの論理はおかしく、世の中に通らない。
- ・ 非課税だということだけを言い続けて、うまくいくかというとは違うのではないか。感情論ではない組み立てをしてほしい。
- ・ これから地域貢献するから課税は勘弁してくれというのはおかしな話。これまで地域貢献をしてこないで内部留保を作ってきたのかと言われるのはしょうがない。
- ・ 社会福祉法人を敵対視して課税と言っているのではなく、限られた予算で効率的な配分をどうするのかということ。
- ・ ただ単に保育に予算をつければ良いという話ではない。都市部・地方部それぞれの状況もふまえて考えるべき。



ヒアリングは、今回をもって終了しました。

最後に、PTの福岡資麿座長（参議院、佐賀）から「年内取りまとめ予定であったが、衆議院解散により、27年1月へ後ろ倒しとなる。社会保障審議会福祉部会で進められて

いる議論も、同様のスケジュールとなる」とともに「衆議院解散後に、データをもとにさらに議論を深めていきたい」との挨拶がありました。

参考 第1回、第2回の動き

第1回部会では、高鳥修一厚生労働部会長、福岡資麿 PT 座長から「社会保障審議会福祉部会で議論が始まっているが、党としても議論の必要があるため、本 PT を立ち上げた」と挨拶。

厚労省からの福祉部会の検討状況説明の後に質疑応答となり、PT（国会議員）から、「社会福祉法人の内部留保の問題について、バランスシート上の内部留保と実態運営の違いがあるなど、内部留保の定義が明確化されていない」、「社会福祉法人がある程度資産をためて機動的に動けるようにすべきだ」との意見が出されました。

厚労省からは、「施設整備の関係で利益が大きくなることは会計制度の問題であり、社会に説明できるよう、福祉部会で余裕財産の明確化を進めている」、「内部留保の明確化や用途をルール化する検討を行っている」旨の返答がなされました。

また、再投下計画については、法人事業を計画的・機動的に実行できるよう再投下の考え方を検討しており、個別事業ごとに計画的に示すことになる旨の説明が厚労省からありました。この説明をうけ、PT からは、他の法人の比較、存在意義を明確化し、そのうえで再投下計画などを検討するべきであるといった意見が出されました。

第2回部会では、社会福祉法人の関係団体へのヒアリングが行われ、4 団体から代表者が出席しました（全国社会福祉法人経営者協議会、全国身体障害者施設協議会、日本知的障害者福祉協会、全国養護施設協議会）。

社会福祉法人への課税問題については、PT から「社会福祉法人の性格上、課税すべきではなく、社会福祉法人はどうあるべきかの議論をもとに改革の方向性を定めるべき」、「内部留保は職員の給与に還元してほしい」との意見が出た一方、課税を受け入れ、規制を外したほうが活動しやすくなるのではないかとといった意見も出されました。

これに対し団体側からは、「国税課税は固定資産税に波及する恐れがある」、「人材確保も厳しい状況にあり、今後給与を上げていく必要もある」と発せられました。

また、イコルフットィングの議論については、PT から「社会福祉法人と株式会社を比較すると、制度そのものがイコルフットィングではないことがわかる。今後、透明性を高め、地域公益活動を進めてほしい」といった意見が出され、団体も賛同する姿勢を示しました。

厚労省からは、「社会福祉法人は新たなニーズに対応するもので、非営利性、公益性があり、非課税は必要である」、「内部留保は各法人の個別性があり、明確化を図りつつ、地域へ計画的に再投下できるようにしたい」旨の考え方が示されました。

◆自民党 社会福祉推進議員連盟

(会長:衛藤 晟一 参議院議員)が発足◆

～設立総会には、万田会長が代表団体として要望を表明～

社会保障審議会福祉部会で社会福祉法人の在り方について検討が進められ、自民党厚生労働部会には社会福祉法人改革に関するプロジェクトチーム(PT)が設置されるなか、『社会福祉に関する諸問題を検討する』ことを目的に、社会福祉推進議員連盟の設立総会が11月18日に開催されました。

冒頭、呼びかけ人代表として挨拶に立った衛藤晟一参議院議員は、「社会福祉法人に対するさまざまな指摘がある中で、高齢者、障害者、保育といった分野に横串を刺して社会福祉の問題として議論していかねばならず、今回の社会福祉推進議員連盟のスタートにこぎつけた」とその趣旨を述べられました。



挨拶される衛藤 晟一 参議院議員



代表団体として意見を述べる万田会長

当日は、社会福祉関係の17団体が参加。全国保育協議会からは万田会長が出席し、保育三団体(全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟)を代表して、社会福祉法人への法人税非課税堅持や社会福祉法人のこれからの役割等について、要望も含めて意見表明をいたしました。

※要望聴取に立った代表団体

- ・全国保育協議会
- ・日本保育協会
- ・全国私立保育園連盟
- ・全国社会福祉法人経営者協議会
- ・全国救護施設協議会
- ・日本知的障害者福祉協会

◆法人税非課税の税制堅持を！◆ ～社会福祉法人への法人税課税等に反対する一斉陳情を実施～

10月29日、都道府県・指定都市社会福祉協議会と福祉施設種別協議会関係者により、社会福祉法人への法人税課税等に反対する一斉陳情を行いました。当日は、北海道から沖縄まで103名の方が参加されました。

全国保育協議会 万田会長、全国保育士会 上村会長も参加し、地元選出議員ならびに厚生関係議員への陳情を行いました。



◆社会福祉法人の業務運営・財務運営の在り方について 議論がすすむ◆

～社会保障審議会福祉部会(第7回～第8回)～

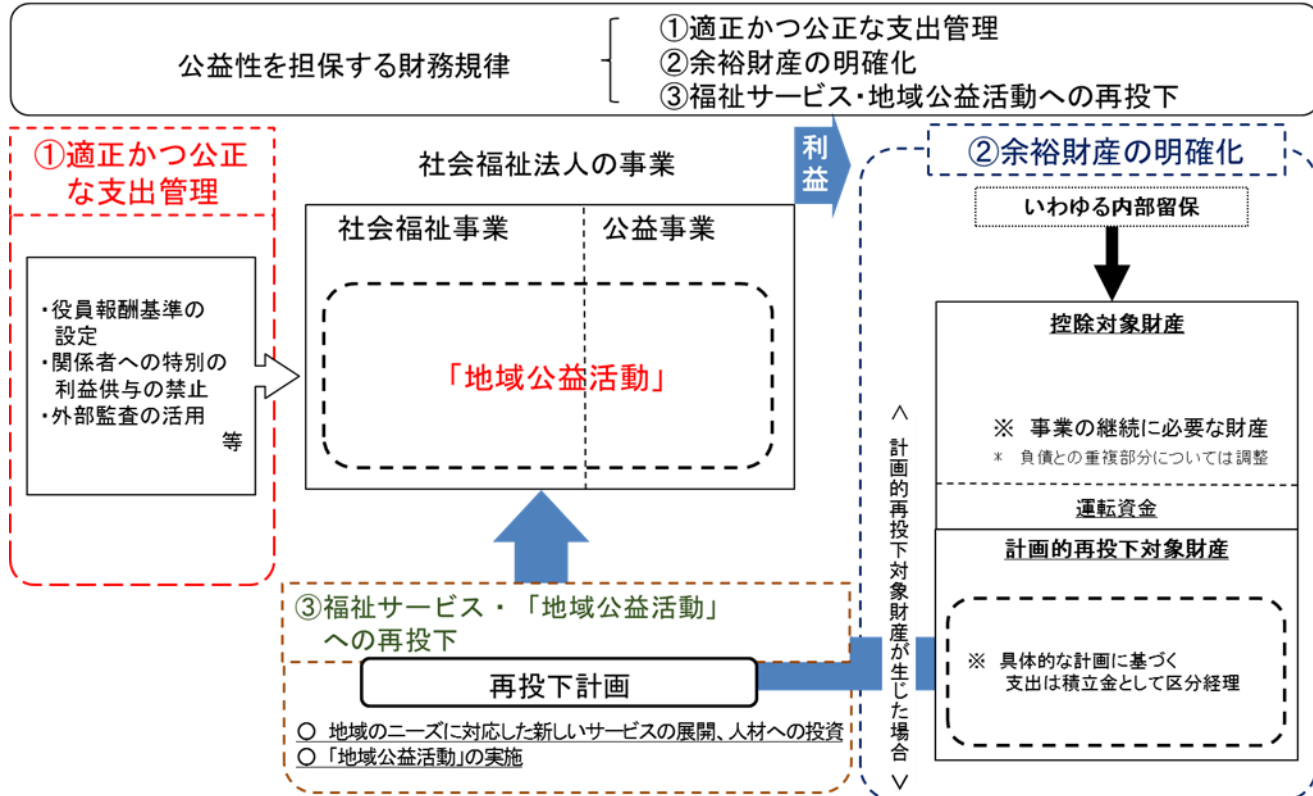
社会保障審議会福祉部会は、第7回～第8回がそれぞれ10月20日(月)、11月10日(月)に開催されました。

第7回部会では、社会福祉法人の『地域公益活動』の位置づけや責務について協議が行われました。

配付資料では、『社会福祉法人が責務として担う「地域公益活動」は、社会福祉を目的とし、地域におけるニーズがあり、公的制度による給付の対象となっていない事業又は活動であり、社会福祉法に規定する社会福祉事業又は公益事業に包摂される。また、地域公益活動に係る責務については、①社会福祉法人の責務として法律上位置付ける ②実施状況を公表することを法律上明記する ③再投下対象財産を保有する法人は、必ず、当該財産を活用した「地域公益活動」を計画的に実施する。その上でさらに再投下可能な財産がある場合には、これを「地域公益活動」以外の社会福祉事業又は公益事業により供給される福祉サービスの充実に計画的に投下する』との考え方が示されました。

委員からは、一部でも公的な給付が入っている場合に地域公益活動の対象としないこと、福祉サービスの充実に観点から疑問がある、実施が義務化されているものでも公的給付の入らない事業もあり、地域公益活動の整理が必要ではないか等の意見が出されました(第7回の内容は、全保協ニュースNo.14-11において報告していますが、次頁の図とあわせてご参照いただくため、再掲しております)。

社会福祉法人の財務規律のイメージ



第8回部会では、『所轄庁による指導監督の在り方』と『国・都道府県・市の役割と連携の在り方の見直し』について協議が行われました。

配布資料では、所轄庁による指導監督の在り方について、適正な法人運営を担保するために、法人の自立性を前提とした行政の関与が必要であること、しかし現状としては、専門的な見地からの監査が十分に機能していないことや、画一的な指導監督が法人の機動的な運営を阻害しているとの指摘があること等が課題としてあげられました。

また、国・都道府県・市の役割と連携の在り方の見直しについて、都道府県は、広域的な地方公共団体として、管内の市による指導監督を支援する役割、国は、制度を所管し、適正な運用を確保すること、財務諸表、現況報告書等について、都道府県は、広域的な地方公共団体として、管内所轄庁の支援、地域住民のサービス利用等に活用できるようにし、国においては、都道府県において収集した情報を基に、全国的なデータベースを構築すべきであること等の考え方が示されました。

当日の資料は下記の URL、または、「厚生労働省ホームページ＞政策について＞審議会・研究会等＞社会保障審議会（福祉部会）」からご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>